

## 皇居外苑の歴史

### 1. 皇居外苑地区

皇居外苑地区は、江戸時代には江戸城の西丸下と呼ばれる大名屋敷がおかれていた場所である。明治期以降、官庁や兵営として使われた後、建物の撤去によって広場として整備され、利用・整備の変遷を経て現在に至っている。

明治期以降のこのような皇居外苑地区の歴史を、その利用の特徴に応じて以下の6つの時期に区分し、利用状況と整備の特徴を整理する。

- 期：明治遷都～明治 21 年（皇居御造営）
- 一期：明治 21 年～大正 13 年（関東大震災後）
- 二期：大正 13 年～昭和 20 年（終戦）
- 三期：昭和 20 年～昭和 27 年（血のメーデー事件後）
- 四期：昭和 27 年～昭和 61 年（天皇在位 60 年奉祝パレード以前）
- 五期：昭和 61 年～現在

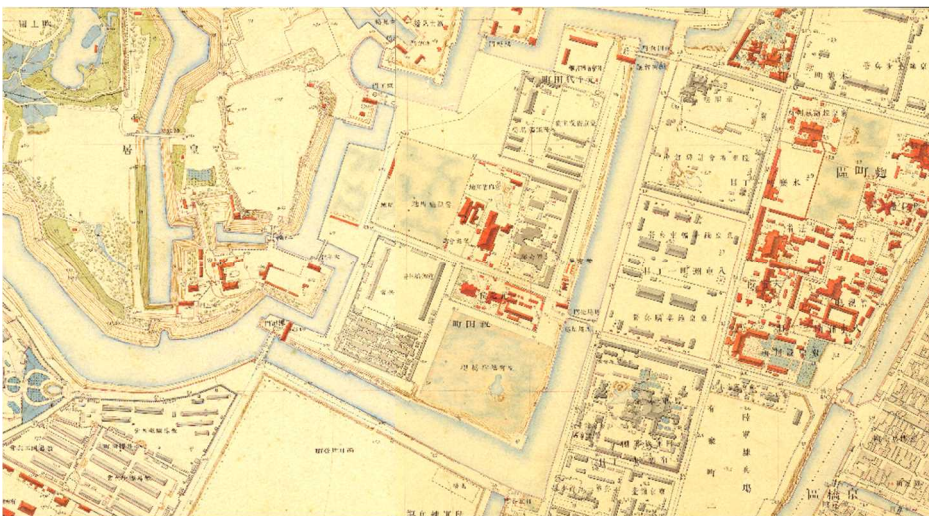
参考：「完本 皇居前広場」原武史 文藝春秋

### ○期：明治遷都～明治 21 年（皇居御造営）

#### ○大名屋敷の建物が撤去され広場空間となる時期

#### 明治元（1868）年 江戸城開城

- ・大名屋敷が立ち並ぶ旧西丸下の屋敷地は明治政府が上収、官庁や兵営として用いられる。

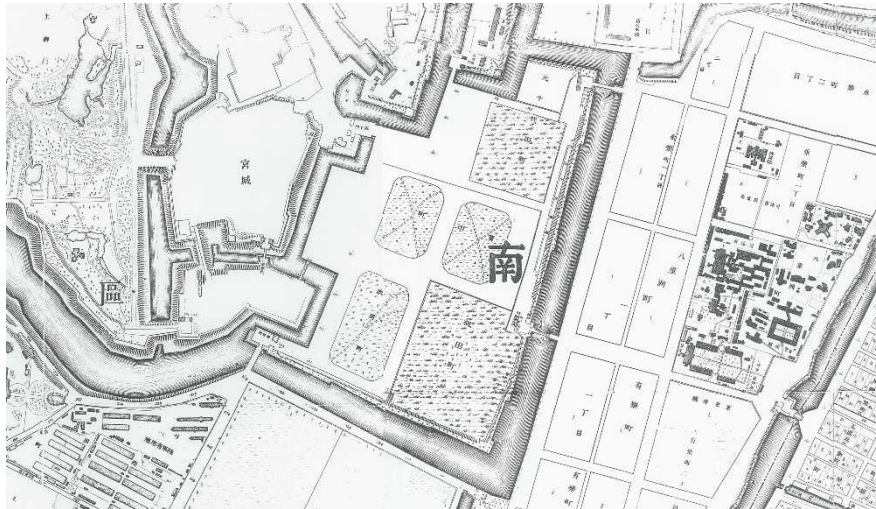


明治 16（1883）年 官庁や兵営として利用されている旧西丸下

出典：「五千分一東京図測量原図（東京府武蔵国麹町区皇城及永田町近傍、東京府武蔵国麹町区八重洲町近傍）」、参謀本部、1883 年（国土地理院 古地図コレクション）

## 明治 21 (1888) 年 皇居御造営完成、「宮城」と改称

- ・皇居御造営に伴い大部分の建物は撤去され、カエデ、ヤナギ、マツ等の植栽、張芝が行われる。



明治 28 (1895) 年 建物が撤去され、張芝の広場となる

出典：「江戸-東京市街地図集成：1657(明暦3)年～1895(明治28)年 5千分の1」、地図資料編纂会、柏書房、1988年

## 一期：明治 21 年～大正 13 年 (関東大震災後)

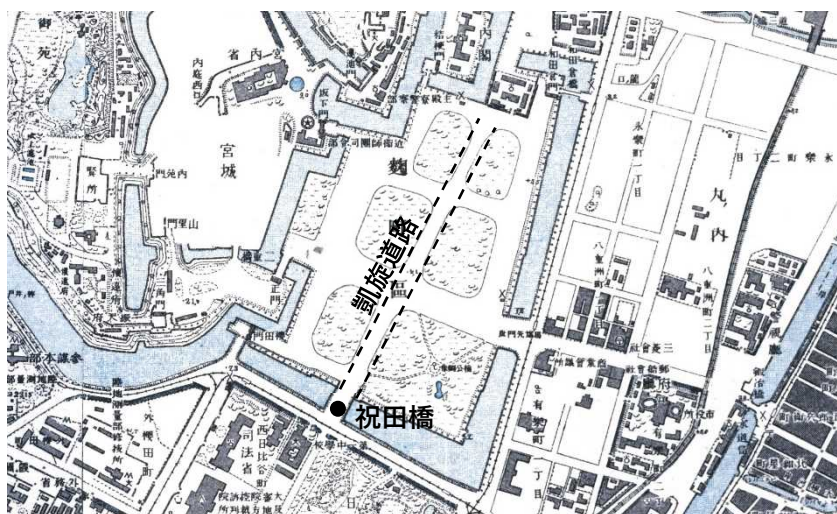
### ○宮城前広場が誕生したが利用は少ない時期

#### 明治 31 (1898) 年 奠都三十年祭

- ・首都が東京に移って 30 年になることを祝う祭。天皇・皇后出席のもと、宮城前広場で開催。
- ・初めて宮城前広場が儀式のメイン会場として利用されたと考えられる。

#### 明治 38 (1905) 年 凱旋道路建設

- ・明治 37 (1904) 年、日露戦争での九連城陥落を祝うちょうちん行列が馬場先門と桜田門に入ろうとして死傷事故が発生。
- ・この事故を機に、東京市区改正新設計に、桜田・馬場先・大手の内濠を横断する路線が追加される。
- ・明治 38 (1905) 年、宮城外苑を南北に通る「凱旋道路」(現在の内堀通り)、祝田橋が建設され、翌年の「陸軍凱旋大観兵式」に合わせて完成(観兵式自体は青山練兵場で行われた)。



明治 42 (1909) 年 広場を南北に通る凱旋道路と祝田橋

出典：「旧 1 万分 1 地形図 日本橋 (o152)」、国土地理院、1910 年発行 (1909 年測量)

**大正 5 (1916) 年 宮城前広場で初めての陸軍始観兵式**

- ・それまで始観兵式の会場としていた青山練兵場が明治神宮外苑工事で使えなくなったことを機に、大正 5 (1916) 年に初めて宮城前広場で実施。以後、大正 7 (1918) 年までに 3 回の始観兵式が宮城前広場で行われる。

**大正 12 (1923) 年 9 月 関東大震災の罹災者避難場所として利用**

- ・関東大震災の罹災者が宮城前広場に殺到、最大で約 30 万人が収容され、テントやバラックが立ち並び、多くの避難市民が生活する「天幕村」となる。
- ・大正 13 (1924) 年 1 月の裕仁皇太子（後の昭和天皇）の結婚を控え、皇室に対する礼を重んじた避難市民は自主的に広場を去る。
- ・対照的に、隣接する日比谷公園や上野公園の罹災者は引き続きバラック生活を送っていた。



宮城前広場の避難群衆

出典：東京都復興記念館所蔵資料



**二期：大正 13 年～昭和 20 年（終戦）****○天皇制の儀礼空間としての利用が活発に行われた時期****大正 13（1924）年 東京市主催裕仁皇太子（後の昭和天皇）成婚奉祝会**

- ・宮城で開かれる「成婚披露大饗宴」に合わせ、「成婚奉祝会」を東京市主催で開催。

**大正 14（1925）年 宮城前広場での消防出初式始まる**

- ・東京市消防部が日比谷公園で行ってきた消防出初式を初めて宮城前広場で実施。
- ・以降、終戦前後など一時的な中止があったものの、昭和 31（1956）年まで継続される。

**大正 15（1926）年 宮城前広場での建国祭始まる**

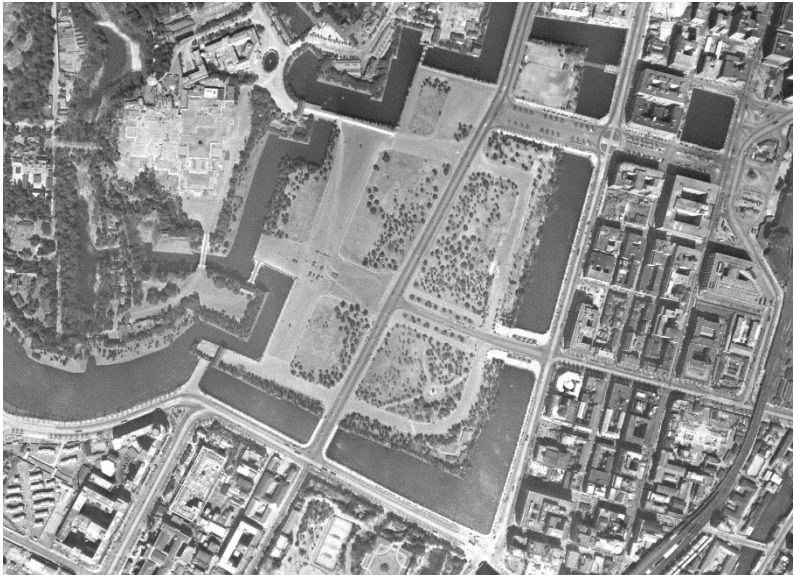
- ・紀元節（現在の建国記念の日）に合わせ、在郷軍人会や青年団参加による建国祭を開催。
- ・以降、昭和 19（1944）年まで継続される。

**昭和 3（1928）年 宮城前広場での親閲式始まる**

- ・学生、教員、青年団員、在郷軍人などが参加して行う天皇陛下による親閲の儀礼。
- ・以降、昭和 19（1944）年まで継続される。

**昭和 14（1939）年 紀元二六〇〇年記念宮城外苑整備事業起工式**

- ・親閲など儀礼の場としての利を高めるための土工、植栽を中心とする宮城前広場の整備。
- ・宮城前の聖地であるとの観点から整備が行われ、現在に引き継がれる苑地の基本的骨格が形成される。
- ・太平洋戦争への突入による財政難から、昭和 18（1943）年に事業休止となる。



昭和 24（1949）年 整備事業後の宮城外苑

出典：米軍撮影 空中写真、1949 年（国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス）

## 三期：昭和 20 年～昭和 27 年（血のメーデー事件まで）

## ○進駐軍パレードと政党・労働組合の集会利用活発化～国民公園として公開が始まる時期

## 昭和 21（1946）年 アメリカ第 1 騎兵師団第 7 騎兵連隊パレード

- ・終戦後、戦勝国の存在誇示などのため進駐軍によるパレードが昭和 26 年まで数多く行われる。
- ・宮城前広場は終戦間際には塹壕が掘られ、支障となる樹木は伐られるなどして、終戦後も進駐軍による軍事的利用により荒れた状態となる。

## 昭和 21（1946）年 第 17 回メーデー開催

- ・GHQ は民主化の一環として労働政策を推進、昭和 20（1945）年の労働組合法制定を機に次々と労働組合が結成されていく。
- ・それまでの労働者や政治家による集会の多くは日比谷公園で行われていたが、メーデーには参加者総人数 30 万人が見込まれたため、会場が宮城前広場に変更され、GHQ もこれを容認。
- ・以後、昭和 25（1950）年 5 月の五・三〇人民決起大会まで、労働者関係の集会が数多く行われる。

## 昭和 22（1947）年 12 月 「旧皇室苑地の運営に関する件」閣議決定（参考資料 2 ①、②）

- ・昭和 21（1946）年公布の日本国憲法第 88 条によって宮城前広場も国に属することが規定され、国民福祉のために利用すべきとの要望から、文化政策の一環として旧皇室苑地を国直轄苑地として整備し、広く国民に開放する方針を立て、閣議決定に至る。
- ・併せて、当時の厚生省において国立公園に準ずる取扱いをすることが閣議了解となる。

## 昭和 24（1949）年 4 月 「旧皇室苑地整備運営計画に関する報告」答申（参考資料 2 ④）

- ・「旧皇室苑地の運営に関する件」閣議決定に従い設置された旧皇室苑地運営審議会（会長：吉田茂氏）の答申により、皇居外苑※を厚生省所管の国民公園として公開することが明記された。

※昭和 23（1948）年に宮城の名称が廃止されて、皇居と呼ばれるようになる

## 昭和 26（1951）年 4 月 政府がメーデーでの皇居外苑の使用申請を不許可（参考資料 3 P 3）

- ・昭和 25（1950）年 5 月 30 日、皇居前広場において「米第八軍戦死者追悼式典」と「五・三〇決起大会」参加者が衝突、逮捕者が出る事件となる。
- ・同年 6 月に国民公園管理規則が改正され、国民公園において厚生大臣の許可を必要とする行為が「集会を催すこと」から「集会を催し、又は示威行進を行うこと」に改められ、政治的又は宗教的目的を有すると認められる集会及び示威行進は許可しないこととなる。

## 昭和 27（1952）年 3 月 「皇居外苑の使用許可について」閣議了解（参考資料 2 ⑧）

- ・皇居外苑の特別使用について、以下に掲げるもの以外は原則として許可しないことが示される。

## 二、皇居外苑の特別使用

右の趣旨から、国民公園管理規則第 2 条及び第 4 条の規定による皇居外苑の特別使用は、次に掲げるものにして皇居外苑を使用することが適当と認められるもの以外は原則として許可しない。

- 1 政治的又は宗教的目的を有せず且安寧秩序を乱すおそれがないと認められる集会、行進、その他の催物、行事にして、その使用が小区域且つ短時間に限るもの
- 2 国家的の性質をもつ集会、行進、その他の催物、行事

（閣議了解文書より抜粋）

**昭和 27(1952)年 4 月　メーデーでの皇居外苑の使用不許可の取り消しを求める訴訟(参考資料 2 ⑩)**

- ・メーデーを主催する日本労働組合総評議会(通称:総評)が不許可処分取り消しの行政訴訟を起こす。
- ・東京地裁は広場使用不許可処分取り消しの判決。政府は控訴。
- ・5月1日、血のメーデー事件。神宮外苑で行われていたメーデー参加者の一部が皇居前広場に集結、警官隊と衝突し、死者2名、負傷者2千名以上を出す惨事となる。
- ・同年11月、東京高裁は総評の提訴に関して、5月1日を経過し実効性なしとし、原判決取り消しの判決とする(昭和28(1953)年12月に最高裁は総評の上告を棄却)。
- ・以来、昭和34(1959)年頃までほぼ毎年、総評はメーデーのための皇居外苑の使用許可申請をするが、厚生大臣はいずれも不許可処分とする。

**昭和 27(1952)年 12 月　「東京消防庁出初式の皇居外苑使用について」閣議了解(参考資料 2 ⑪)**

- ・東京消防庁から翌年1月の出初式のための皇居外苑の使用許可申請がなされ、これについては「皇居外苑を使用する慣例があつて社会通念上その使用を当然と認められるという特殊事情がある」として使用を許可することとされたが、皇居外苑の特別使用について以下の方針が示される。

なお、皇居外苑の特別使用許可については、昭和27年3月11日閣議了解「皇居外苑の使用許可について」によるも、当分の間原則として国家的行事に限り許可する方針を維持することと致したい。  
(閣議了解文書より抜粋)

- ・東京消防庁の出初式は、昭和31(1956)年まで皇居外苑で行われる。

**四期：昭和 27 年～昭和 61 年(天皇在位 60 年奉祝パレード以前)****○ほとんど利用されていない時期**

昭和 34(1959)年　明仁皇太子(現上皇陛下)結婚式

- ・二重橋から皇居前広場を通り東宮仮御所へと馬車列のパレードが進む。約11万人が皇居前広場に集まる。

昭和 39(1964)年　オリンピック東京大会聖火歓迎式典開催

- ・皇居前広場に仮設の聖火台を設置。

昭和 46(1971)年　環境庁発足

- ・皇居外苑の所管が厚生省から環境庁に移る。

**五期：昭和 61 年～現在**

## ○皇室関連儀礼が再び行われるようになる

昭和 61（1986）年 天皇陛下御在位六十年奉祝パレード及び提灯行列

- ・皇居前広場に約 2 万 5 千人が集まる。

平成 2（1990）年 天皇陛下御即位祝賀式

- ・皇居前広場に約 5 万 5 千人が集まる。「国家的行事」にあたるものとして環境庁から許可される。

平成 7（1995）年 和田倉噴水公園完成記念式典

- ・平成 6 年に和田倉大噴水の全面改修に着手。落水施設、流水施設を新設。休憩所を建替え。



和田倉噴水公園

出典：環境省 皇居外苑ホームページ

平成 11（1999）年 天皇陛下御即位十年をお祝いする国民祭典

- ・皇居前広場に約 2 万 5 千人が集まる。内堀通りでの祝賀パレード及び皇居前広場での祝賀式典。

平成 21（2009）年 天皇陛下御即位二十年をお祝いする国民祭典

- ・平成 11 年の「天皇陛下御即位十年をお祝いする国民祭典」を忠実に踏まえた内容で開催。

令和元（2019）年 天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典

- ・「天皇陛下御即位十年をお祝いする国民祭典」及び「天皇陛下御即位二十年をお祝いする国民祭典」と同様の内容で開催。

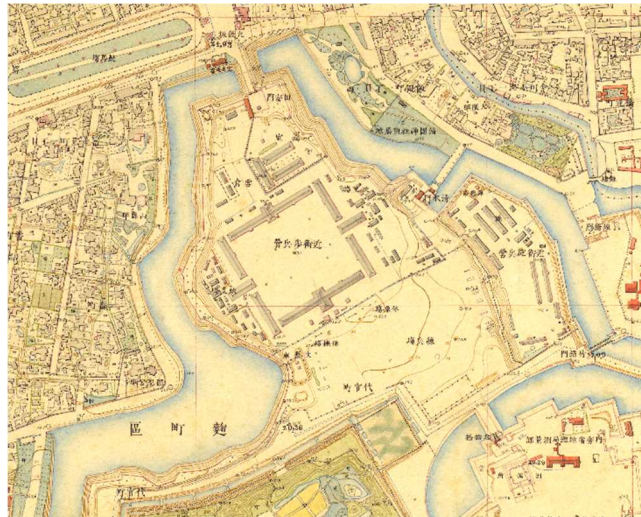
## 2. 北の丸地区

北の丸地区は、江戸時代には、本丸、西の丸及び吹上苑とともに江戸城を構成し、八代将軍吉宗、九代将軍家重の時代に創設された、田安德川家、清水徳川家の屋敷が置かれた地区である。

明治7年以降は近衛師団が入営して司令部が置かれ、戦後は宮内庁、法務省等が使用した後、昭和38年5月閣議決定「皇居周辺北の丸地区の整備について」に基づき整備が進められ、昭和44年4月から国民公園として一般に開放している。

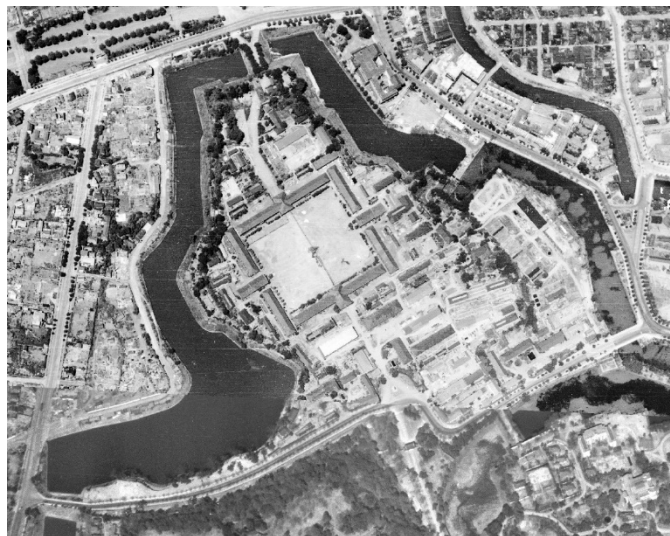
### 明治元（1868）年 江戸城開城

- ・田安德川家、清水徳川家の屋敷だった敷地には近衛師団の兵舎などが置かれた。
- ・明治43年には近衛師団司令部が置かれた。
- ・戦後はその跡地を宮内庁、法務省等が庁舎として使用した。



明治16（1883）年 近衛師団の兵舎が置かれている北の丸地区

出典：「五千分一東京図測量原図（東京府武蔵国麹町区代官町及一番町近傍）」、参謀本部、1883年（国土地理院 古地図コレクション）



昭和22（1947）年 終戦から2年後の北の丸地区

出典：米軍撮影 空中写真、1947年（国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス）



昭和 38 (1963) 年 「皇居周辺北の丸地区の整備について」閣議決定 (参考資料 2 ⑰)

- ・北の丸地区を皇居外苑の一部とし、森林公園として建設省による整備が始まる。
- ・日本武道館、科学技術館は昭和 39 年に竣工。



昭和 41 (1966)年 整備中の北の丸地区

出典：国土地理院撮影 空中写真、1966 年 (国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス)

昭和 39 (1964) 年 「皇居周辺北の丸地区の整備について」閣議了解 (参考資料 2 ⑱)

昭和 41 (1966) 年 「皇居周辺北の丸地区の整備について」閣議了解 (参考資料 2 ⑲)

- ・北の丸地区を森林公園として整備することを改めて明示し、建築物の乱立を防ぐため、公園内に置く建築物は、武道館、科学技術館、国立公文書館、近代美術館以外を一切認めないものとした。

昭和 44 (1969) 年 北の丸地区整備完了により、厚生省に移管され、皇居外苑に編入

昭和 47 (1972) 年 「皇居周辺北の丸地区の整備について」閣議了解 (参考資料 2 ⑳)

昭和 56 (1981) 年 「皇居周辺北の丸地区の整備について」閣議了解 (参考資料 2 ㉑)

平成 20 (2008) 年 「皇居周辺北の丸地区の整備について」閣議了解 (参考資料 2 ㉒)

- ・旧近衛師団司令部の建設物 (重要文化財) を東京国立近代美術館分室として存置するほか、故 吉田茂元内閣総理大臣の銅像の設置、及び気象庁観測施設について、閣議了解をもって認めることとした。



令和元 (2019)年 現在の北の丸地区

出典：国土地理院撮影 空中写真、2019 年 (国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス)